

中標津町
子どもの読書活動推進計画
(第2次)

2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）

中標津町教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
1 基本的な考え方		
(1) 計画の基本	・ ・ ・ ・ ・	2
(2) 計画の目的	・ ・ ・ ・ ・	2
(3) 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	2
2 子どもの読書活動推進のための取組み		
(1) 家庭における取組み	・ ・ ・ ・ ・	3
(2) 地域における取組み	・ ・ ・ ・ ・	3
(3) 学校における取組み	・ ・ ・ ・ ・	4
3 子どもの読書環境を整備する取組み		
(1) 地域と学校における取組み	・ ・ ・ ・ ・	5
(2) 子どもの読書活動推進のための理解と啓発	・ ・ ・ ・ ・	5

はじめに

子どもにとっての読書活動は単に知識を得るだけではなく、「言葉を学ぶ」「感性を磨く」「表現力を高める」「創造力を豊かにする」ことにつながり、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。

そのため、すべての子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で推進のための取り組みや環境整備を推進していく必要があります。

平成 13 年 12 月 12 日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、その後、国、都道府県、市町村において推進計画の策定が進められました。

中標津町でも「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 23 年に「中標津町子どもの読書活動推進計画」（10 ヶ年）を策定しました。

その中で家庭・地域・学校における推進方策を示し、それぞれにおいてさまざまな取り組みが実施されてきました。

このたび策定する第 2 次計画は、これまでの「中標津町子どもの読書活動推進計画」を引き継ぐとともに、その成果と反省を踏まえ、今後 10 年間を見据えた推進方策を示すものです。

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本

平成 13 年 12 月 12 日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、本町では平成 23 年度に「中標津町子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域が連携協働した施策に取り組んできました。

このたびの第 2 次計画策定に当たっては、前計画を基本とし、国および北海道の策定した計画（※）を参考としています。

なお、本計画は 0 歳からおおむね 18 歳を対象とします。

(2) 計画の目的

- ① 読書に親しむための機会を提供する
- ② 読書に親しめる環境を整備する
- ③ 子どもの読書活動推進の啓発活動

(3) 計画の期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 ヶ年とし、必要に応じて計画の見直しを行なうものとします。

※ 国および北海道の策定した計画

① 国が策定した計画

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）

平成 30 年 4 月

② 北海道が策定した計画

「北海道子どもの読書活動推進計画〔第四次計画〕 平成 30 年 3 月

2 子どもの読書活動推進のための取り組み

(1) 家庭における取り組み

子どもの読書習慣を形成するには乳幼児期から、家庭における保護者や家族らの取り組みが欠かせません。乳幼児への絵本の読み聞かせは、親や家族が愛情を込めて表情豊かに行うことにより、子どもには「楽しく嬉しいこと」と認識されるようになります。

また、家族で読書をする時間を設けるなどして、子どもが自然と読書に親しみ、習慣付けるよう働きかけることが大切です。

《推進方策》

- ① 保護者や家族らによる、乳幼児への読み聞かせの実施。
- ② 家族で本を読む時間を意識的に設けるなど、「家読」(※1)の積極的な取り組み。

(2) 地域における取り組み

町立図書館と学校、各施設、読書関連サークル等が連携して事業を実施するなど、子どもたちが本に親しむ機会を充実させます。また、町立図書館では子どもが読書への興味関心を高められるよう、事業内容の工夫に努めます。

《推進方策》

- ① 保護者による乳幼児への読み聞かせのきっかけとなるよう、ブックスタート事業(※2)を推進します。
- ② 乳児健診時に保護者へ、町立図書館の利用や絵本に関する情報提供、また親子で読書をすることの大切さについて啓発します。
- ③ 「読み聞かせ」や「手作り絵本」など、子どもの読書活動に係わるサークルと連携した事業を展開するよう努めます。

- ④ 子どもたちが多くの時間を過ごす学校や施設へ「移動巡回図書」を実施し、子どもたちの読書機会を確保するよう努めます。
- ⑤ 町立図書館の除籍資料を学校や町民へ譲与し、子どもたちの読書活動に役立てます。
- ⑥ 家族で楽しんで利用できる町立図書館づくりに努め、利用サービスの充実や家族連れを対象とした事業を実施します。

(3) 学校における取り組み

子どもたちにとって幼稚園から高等学校までの期間は、授業や集団生活からさまざまなことを学び、成長とともに人間形成をしていく時期です。この時期に読書習慣を身に付けて確立する事は、人間形成をする上でも大きな影響があり、読書の持つ潜在的な教育力が期待されます。

学校図書館は、子どもたちがより多くの本に出会い、本の持っている価値に触れることで心情が豊かになり、物の見方や考え方が深まるよう、利用しやすい環境を整え、子どもの読書活動を支える重要な施設としての役割を果たすことが求められます。

《推進方策》

- ① 学校図書館では子どもたちが読書意欲を高めるような資料の整備と、利用しやすい環境の整備に努めます。また、学校図書館の利用方法について学習を行い、子どもたちの自主的な活用を促します。
- ② 子どもたちに読書習慣を身に付かせるため、定期的な読み聞かせや読書タイムの設置、読書目標などを設定するなど、読書機会の確保に努めます。
- ③ 学校での読書活動が効率よく推進されるよう、町立図書館や子どもの読書活動に係わるサークルや地域ボランティアとの連携・協力を図ります。

3 子どもの読書環境を整備する取り組み

(1) 地域と学校における取り組み

子どもたちがいつでも読書や調べ学習ができる環境を作るためには、計画的な図書資料の整備と、利用しやすい書架の配置などの工夫が大切です。

そのためには町立図書館、学校図書館、子どもの読書活動に係るサークルや地域ボランティアが、連携して環境整備に当たることができる関係の構築が求められます。

《推進方策》

- ① 町立図書館では本の並べ方や紹介の仕方などを工夫し、子どもたちが興味関心を高め、楽しんで利用できる環境づくりに努めます。
- ② 学校図書館では適切な資料の充実と、利用しやすい環境整備に努め、子どもたちの自主的な利用促進を図ります。
- ③ 町立図書館、学校図書館は、子どもの読書活動に係わるサークル、地域ボランティア等と連携・協力し、日ごろから情報や課題を共有するなど、子どもたちの効果的な読書活動が推進出来るように努めます。
- ④ 町立図書館職員や学校の図書担当教諭が研修を受けられるよう努め、資質向上を図ります。

(2) 子どもの読書活動推進のための理解と啓発

町立図書館では、子どもの読書活動を推進することの意義や重要性を、家庭や地域に理解・浸透させるための啓発活動を行います。

《推進方策》

- ① 図書館だよりや広報紙、ホームページを活用した広報活動に努めます。

- ② 「子ども読書の日」(※3)「こどもの読書週間」(※4)に事業を実施し、子どもの読書活動推進に関する広報・啓発に努めます。
- ③ 家庭で本を読む習慣が出来るよう「家読」についての情報提供を図ります。

※1 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取り組み。

（北海道子どもの読書活動推進計画〔第四次計画〕より）

※2 ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと。

（北海道子どもの読書活動推進計画〔第四次計画〕より）

中標津町では平成23年度より、7・8ヶ月児とその保護者を対象に事業を実施しています。

※3 子ども読書の日は、毎年4月23日です。

※4 こども読書週間は、毎年4月23日から5月12日までの3週間です。